

障害福祉サービス等

障害福祉サービス等は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、個々の障がいのある人々に障がいの程度に応じて提供されるサービスです。

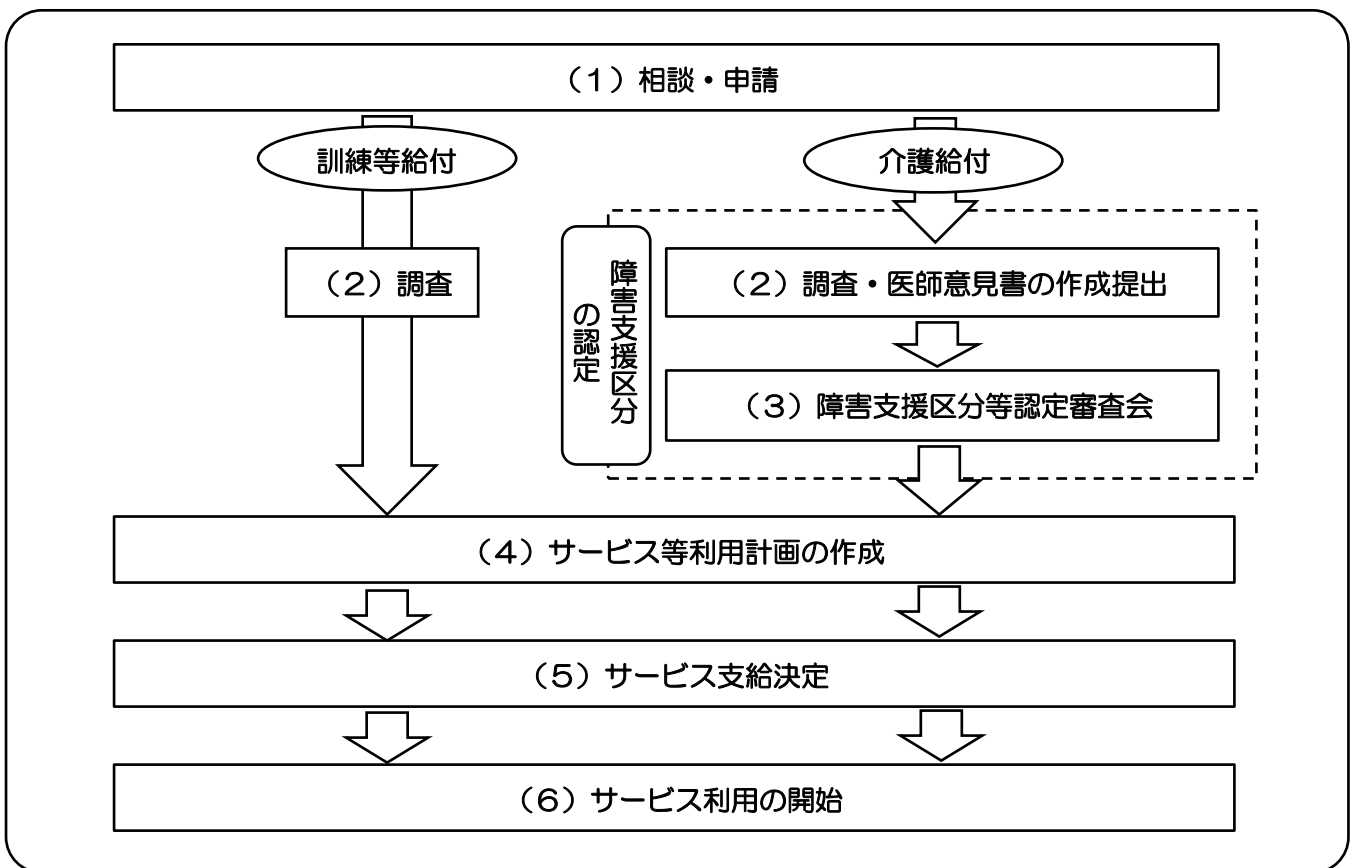
●障がい者・児を対象としたサービスの全体像



●利用の手続き

《サービス利用までの流れ》

- (1) サービス利用を希望する方は、窓口で申請します。(介護給付を希望する方は障害支援区分の認定を受けます。)
- (2) 障害支援区分の認定を受けるため、障がい者または障がい児の保護者と面接をして、心身の状況や生活環境などについての調査を行います。
- (3) 調査の結果及び医師の意見書をもとに、市の審査会で審査・判定が行われ、必要とされる支援の度合いを総合的に示す障害支援区分が決められます。
- (4) 相談支援事業者が利用者の希望などを考慮したサービス等利用計画を作成し、市に提出します。
- (5) 市に提出されたサービス等利用計画を踏まえて、サービスの支給決定を行います。その際、「障害福祉サービス受給者証」が交付されます。
- (6) サービスの利用を開始します。



●利用者負担

利用者負担は、1割の定率負担と所得に応じた月額負担上限額が設定されます。利用する障害福祉サービスの内容や所得等により、減免等の措置が変わってきます。

●お問い合わせ

宗像市役所 福祉政策課 障害者福祉係

TEL 0940-36-3135 FAX 0940-36-5856

相談支援

<p>計画相談支援 障害児相談支援</p>	<p>【内 容】障害福祉サービスや障害児通所サービスの利用にあたって、利用者の希望や特性を踏まえて、利用者が様々な支援を効果的に受けていくことができるようにするために「サービス等利用計画（障害児支援利用計画）」を作成のうえ、関係機関の担当者による会議を開き、その実行を支援していくサービスです。</p> <p>【対象者】障害福祉サービスや障害児通所サービスの申請（変更・更新も含む）をした人で、市から「サービス等利用計画（障害児支援利用計画）」の提出を求められた人</p>
<p>地域移行支援</p>	<p>【内 容】障がい者の施設入所者または精神科病院入院中の人に対し、地域での生活に向けて、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。</p> <p>【対象者】障がい者支援施設、児童福祉施設に入所中もしくは精神科病院に入院中等で、退所・退院をして地域での生活移行を希望する障がい者等</p>
<p>地域定着支援</p>	<p>【内 容】居宅において単身で生活している障がい者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。</p> <p>【対象者】居宅において単身で生活する障がい者等</p>

介護給付

<p>居宅介護（ホームヘルプ）</p>	<p>【内 容】ホームヘルパーが訪問して、自宅で入浴・排せつ・食事などの身体介護、調理・洗濯・掃除などの家事援助等を行います。</p> <p>【対象者】障害支援区分「区分1」以上に認定され、必要と認められる障がい者、または障がい児</p>
<p>重度訪問介護</p>	<p>【内 容】重度の肢体不自由者等で常に介護が必要な方に、自宅における身体介護、家事援助、外出時の移動の支援等を総合的に行います。</p> <p>【対象者】障害支援区分「区分4」以上の人で次の条件に該当する障がい者</p> <ul style="list-style-type: none"> ●身体障がいの場合：二肢以上の麻痺等があり、調査項目で「歩行」「移乗」「排尿」「排便」の項目すべてにおいて何らかの支援を要する人 ●知的障がい・精神障がいの場合：障害支援区分の調査項目で行動に強い障がいがあると認められる人
<p>同行援護</p>	<p>【内 容】視覚障がいがあるため移動に著しい困難を有する障がい者等に対して、外出時にヘルパー等同行援護従事者が同行して、移動に必要な情報（代筆・代読を含む）を提供したり、移動時の安全確保や誘導などの支援を行います。</p> <p>【対象者】視覚障がいの手帳をもち同行援護アセスメントで視力と移動の状況が条件に該当する障がい者</p>
<p>行動援護</p>	<p>【内 容】知的障がい又は精神障がいで、一人での行動が著しく困難で常時介護が必要な障がい者等に対して、行動するときの危険回避に必要な支援、外出支援を行います。</p> <p>【対象者】知的障がい者または精神障がい者等で下記の条件に該当し、必要と認められる障がい者または障がい児</p> <p>※障害支援区分で「区分3」以上に認定され、かつ障害支援区分の調査項目で行動に強い障がいがあると認められる人</p>
<p>重度障害者等包括支援</p>	<p>【内 容】介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。</p> <p>【対象者】障害支援区分「区分6」で意思疎通に著しい困難がある人で次の条件に該当する障がい者</p> <ul style="list-style-type: none"> ●身体障がいの場合：重度訪問介護の対象に該当し、四肢全てに麻痺等があつて寝たきり状態で、①人工呼吸器による呼吸管理を行っている②最重度の知的障がい者（療育手帳A1）のいずれかに当てはまる人 ●知的障がい・精神障がいの場合：障害支援区分の調査項目で行動に強い障がいがあると認められる人

短期入所(ショートステイ)	<p>【内 容】在宅で障がい者等を介護している方が、疾病、事故、出産や旅行などで一時的に介護ができない場合に、施設等で宿泊を伴った日常生活上の支援を行います。</p> <p>【対象者】障害支援区分「区分1」以上の必要と認められる障がい者、または障がい児</p>
療養介護	<p>【内 容】病院で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下、介護や日常生活上の支援を行います。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。</p> <p>【対象者】病院等への長期の入院による医療ケアに加え、常時の介護を必要とする障がい者として次に掲げる者</p> <p>①筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者であって、障害支援区分が区分6の者</p> <p>②筋ジストロフィー患者又は重症心身障がい者であって、障害支援区分が区分5以上の者</p>
生活介護	<p>【内 容】常に介護を必要とする人に、障害者支援施設等で昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。</p> <p>【対象者】障害支援区分「区分3」以上の障がい者（ただし50歳以上は「区分2」以上）</p>
施設入所支援	<p>【内 容】施設に入所する人を対象に、主に夜間の入浴、排せつ、食事の介護、相談・助言、日常生活上の支援を行います。</p> <p>【対象者】障害支援区分「区分4」（50歳以上は区分3）以上に認定された障がい者</p>

訓練等給付

自立訓練	<p>【内 容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●機能訓練：通所または訪問により、理学療法、作業療法などのリハビリテーション、生活などに関する相談・助言などの支援を行います。（利用期間は1年6ヶ月） ●生活訓練：通所または訪問により、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活などに関する相談・助言などの支援を行います。（利用期間は2年） ●宿泊型自立訓練：宿泊により、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活などに関する相談・助言などの支援を行います。（利用期間は2年） <p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●機能訓練：地域生活を営むうえで、身体機能・生活能力の維持・向上のため、一定の支援が必要な障がい者 ●生活訓練：地域生活を営むうえで、生活能力の維持・向上のため、一定の支援が必要な障がい者 ●宿泊型自立訓練：日中、一般就労や障害福祉サービスなどを利用しており、地域移行に向けて一定期間、帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が必要な障がい者
就労移行支援	<p>【内 容】就労を希望する障がい者であって、一般企業等での就労が可能と見込まれる人に、働く場や職場体験を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、適性に応じた職場の開拓、職場定着のために必要な相談などの支援を一定期間行います。（利用期間は2年）</p> <p>【対象者】一般企業等での就労が可能と見込まれる65歳未満の障がい者</p>
就労定着支援	<p>【内 容】就労移行支援等を利用して一般企業に雇用された障がい者の就労継続を図るため、企業や自宅等への訪問や障がい者の来所により、相談や指導・助言等の支援を行います。（利用期間は3年）</p> <p>【対象者】就労移行支援等を利用して一般企業に雇用された障がい者であって、就労を継続している期間が6月を経過した障がい者</p>

就労継続支援 (A型=雇用型、B型=非雇用型)	【内 容】一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。(A型では雇用契約を結びます)
	【対象者】一般企業等での就労が困難な障がい者
自立生活援助	【内 容】定期的に居宅を訪問し、身の回りに関することなどについて確認を行い、必要に応じて助言や関係機関等へ連絡調整を行います。(利用期間は1年)
	【対象者】障がい者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしを希望する障がい者等
共同生活援助 (グループホーム)	【内 容】地域で共同生活を営むのに支障のない人に、夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や入浴、排泄、食事の介護、その他日常生活上の援助を行います。
	【対象者】地域での共同生活を希望する障がい者等 (入浴、排泄又は食事等の介護の提供を希望する場合は、障害支援区分認定が必要です。)

地域生活支援事業

地域活動支援センター	【内 容】在宅の障がい者等に創作的活動や生産活動の機会や、気軽に立ち寄れる憩いの場などを提供する施設です。(37ページ参照)
日中一時支援事業	【内 容】在宅で障がい者等を介護している方が、疾病、事故、出産や旅行などで一時的に介護ができない場合に、施設等で日帰りで日常生活上の支援を行います。
	【対象者】短期入所の支給決定を受けている障がい者、障がい児
移動支援事業	【内 容】障がい者等の自立した生活や社会参加の促進を図るために、一人での外出が困難な障がい者等に対して、外出のための支援を行うものです。
	【対象者】 ・身体障害者手帳を持っている人のうち、①肢体不自由(両上肢及び両下肢の機能障がい1・2級、②視覚障がい1・2級(ただし、同行援護が利用できる場合を除く)の人 ・療育手帳を持っている人、またはそれに準ずる人 ・精神障害者保健福祉手帳を持っている人、またはそれに準ずる人
訪問入浴サービス	【内 容】自宅での入浴が困難な重度の身体障がい者等に対し、移動入浴車が自宅を訪問し、入浴の機会を提供します。
	【対象者】身体障がい者等(肢体不自由1・2級、その他訪問入浴の必要性が認められる人) ※介護保険対象者は、介護保険による訪問入浴サービスをご利用ください。

障がい児支援

児童発達支援	【内 容】日常生活における基本的な動作や知識技能の習得、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
	【対象者】集団療育及び個別療育を行う必要があると認められた、主に未就学の児童 ※療育の必要性を確認するための書類(診断書など)が必要な場合があります。
医療型児童発達支援	【内 容】日常生活における基本的な動作や知識技能の習得、集団生活への適応訓練、その他必要な支援及び治療を行います。
	【対象者】肢体不自由(上肢・下肢又は体幹機能障がい)があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた児童 ※療育の必要性を確認するための書類(診断書など)が必要な場合があります。

放課後等デイサービス	【内 容】授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。
	【対象者】小・中・義務教育学校及び高校に就学しており、授業の終了後又は学校の休業日に専門的な療育・訓練を受ける必要があると認められた児童 ※療育の必要性を確認するための書類（診断書など）が必要な場合があります。
居宅訪問型児童発達支援	【内 容】居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の習得、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
	【対象者】重度の障がいの状態その他これに準ずる状態にあり、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難であると認められた児童 ※療育の必要性を確認するための書類（診断書など）が必要な場合があります。
保育所等訪問支援	【内 容】保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行います。
	【対象者】保育所等児童が集団生活を営む施設 ^{*1} に通う障害児又は乳幼児 その他の専門的な支援が必要と認められた児童 ※1 保育所のほか、幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校、学童保育所、認定こども園、乳児院、児童養護施設、その他市町村が認めた施設をいう。 ※療育の必要性を確認するための書類（診断書など）が必要な場合があります。
医療的ケア児 在宅レスパイト助成事業	【内 容】医療的ケア児の健康保険の対象とならない訪問看護の費用の一部を助成します。 (1時間あたり7,500円/年間48時間まで)
	【対象者】市内に住所と居所があり、次の要件をすべて満たす児童の看護や介護を行っている家族 ① 0歳から18歳まで、または高校卒業までの間にあること ② 在宅で同居の保護者等による介護を受けて生活していること ③ 医師の訪問看護指示書による医療的ケアを必要としていること ④ 訪問看護により医療的ケアを受けていること

地域活動支援センター

・地域活動支援センター「ひだまり」

【活動内容】自由に過ごす居場所の提供。喫茶、ランチなどのイベントによる交流。ヨガ教室、ビーズ教室、写真クラブ・運動クラブ等のサークル活動を開催。のんびりお茶を飲んだりおしゃべりをしたり、仲間と自由にゆっくりと過ごす憩いの場。

【所在地等】宗像市田熊1丁目3-48

TEL 0940-39-3950 FAX 0940-39-3951

メールアドレス hidamari@ark.ocn.ne.jp

・地域活動支援センター「みどり」

【活動内容】食事会などによる交流の場、セルフヘルプグループによる「語る会」、パソコン教室、カラオケ、ウォーキングなど。利用料は月500円(活動内容によって実費負担あり)

【所在地等】福津市花見が浜1-11-5

TEL 0940-34-9750 FAX 0940-34-9751